

5 がん検診の受診率向上対策について

がんは、我が国における死亡原因の第1位であり、早期発見により、がんによる死亡者を減少させることが重要な課題となっている。そして、そのためにはがん検診の受診率を向上させることが重要である。

平成24年6月に閣議決定された「がん対策推進基本計画」においては、見直し前の基本計画に引き続き、がん検診の受診率を50%とする目標が掲げられている（胃・肺・大腸の受診率については当面40%）。

現在、国では「がん検診のあり方に関する検討会議」を設置し、がん検診の受診率向上施策等を議論しているが、受診率の向上を図るため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 職域や市区町村独自で行われている検診を含めた地域住民全体のがん検診の実施状況を、全国統一の方式により地方自治体が正確に把握できる仕組みを創設すること。
- 2 従業員等が、がん検診を受診しやすい環境づくりを、事業主に対して働きかけるなど、積極的な受診率向上対策を講じること。
また、職域での健康診断や特定健診と同様に、がん検診の実施主体を法律上明確に位置付け、がん検診と健康診断等が一体的に行われるよう検討すること。
- 3 国において、最新の研究成果が、がん検診実施のための指針に反映されるよう、引き続き見直しに努めること。